



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。
政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等の経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。	
有効性	要望の措置の適用見込み	年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。  ※過去5年間の適用件数 ・平成26年度：793,337件 ・平成27年度：843,278件 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書等)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大65.6万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>		<p>【適用件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度：793,337件</li> <li>・平成27年度：843,278件</li> <li>・平成28年度：888,592件</li> <li>・平成29年度：931,720件</li> <li>・平成30年度：960,103件</li> </ul> <p>【減収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度（19%→15%）：1,176億円</li> <li>・平成27年度（19%→15%）：1,274億円</li> <li>・平成28年度（19%→15%）：1,361億円</li> <li>・平成29年度（19%→15%）：1,447億円</li> <li>・平成30年度（19%→15%）：1,506億円</li> </ul> <p>（出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>		<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（道府県民税） 約48億円</li> <li>（市町村民税） 約146億円</li> </ul>
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>		<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大65.6万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>		<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等の経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが引き続き必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成21年度改正 創設（本則22%・租特18%）  平成23年度改正 拡充（本則22%→19%、租特18%→15%）  平成27年度改正 延長（租特19%→15%）  平成29年度改正 延長（租特19%→15%）  平成31年度改正 延長（租特19%→15%）</p>
<p>ページ</p>	<p>15—3</p>	